

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和3年度札幌市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に関する業務
発注課	子) 施設運営課
選定事業者	パーソルテンプスタッフ株式会社 ビジネスセンター札幌オフィス

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

市内の保育施設では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、園内の消毒等に係る物品の購入や、保育を継続するための人件費等の支出が発生している。令和3年度札幌市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下、当該補助金）は、令和3年4月以降の対象経費について補助金の交付を受けられる制度であり、施設における感染症対策に費用面で大きく影響するものである。

当該補助金の審査業務については、施設類型等により補助基準額が変動するものであること、補助対象がマスク等購入費の積み上げであり審査量が極めて多くなることに加え、申請者となる各施設でもこれまで経験が少ない通年対象の補助金申請となっており、昨年度、類似の補助金支給事務では各施設からの申請不備率が約90%と突出していた。

このため、当業務においては、短期間で大量の申請書審査を行いながら修正依頼等に対応する十分な人員体制と執務環境の整備が急務である。

この補助金は各施設での4月支出分から活用可能であるが、当該補助金の財源である国の補助要件の確認や、認可外保育施設へのニーズ調査に時間を要し、現状では各施設に対し当該補助事業の概要を示すにとどまっている。

実際に各施設において本補助金の活用を検討する際には、補助金の申請様式等を見ながら対象費用への該当の可否について札幌市に質問することが多いため、補助対象期間である12月末までに確実に補助事業を利用し感染症対策を実施できるよう、補助金申請に係る提出書類等の詳細を各施設へ速やかに周知する必要がある。

なお、当該補助金は、補助対象施設数で936施設、補助対象事業数で1846事業と膨大な申請件数が見込まれる。

また、補助金の対象となる感染対策物品を取り扱う販売業者等からも多く問い合わせが寄せられる。したがって、当該補助金に関する問い合わせ対応の需要を考えると、当該補助金の申請受付及び、当該補助金のコールセンターの設置についても早急に行う必要がある。

子育て支援部としては、子育て世帯（ひとり親世帯分）に対する生活支援特別給付金に係るコールセンター及び申請受付業務に対応するために、パーソルテンプスタッフ株式会社と委託契約を締結し、本市で賃貸しているバスセンタービル2号館の会議室と業者調達のレンタルオフィスを活用してコールセンター業務等を行っており、同じスペースが共有可能である。

そのため、新たにコールセンター等を設置するよりも、事務室の確保、電話回線の開設、必要となる人材の確保等で、業務委託の稼働開始時期を大幅に前倒しすることが可能となる。

上記のとおり、施設側の需要に速やかに対応し、迅速な補助金交付を実現するためには、当業務を緊急的に実施する必要があり、競争に付す時間的余裕がないため、競争入札に付することができない。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
------	-----------------------

決定日	令和3年8月24日
-----	-----------